

事 務 連 絡

平成 30 年 8 月 17 日

各業界団体 殿

国土交通省土地・建設産業局

不動産課

### ホームレスの自立の支援等に関する基本方針について

日頃より不動産行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

今般、別添 1 及び 2 のとおり、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「同法」という。）に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 2 号）が施行されました。

平成 20 年に同法に基づき基本方針（平成 20 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）が策定された際においても、貴団体宛てに、別添 3 のとおり、要請文を发出していたところですが、改めて貴団体加盟の会員に周知をお願いしたいと思います。